

随意契約締状況

令和4年4月分

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税込み 単位:円）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
1	高層館エレベーター保守契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年4月1日	三菱電機ビルテクノ サービス株式会社山陰 支店 松江市御手船場1-5-22	10,248,000	当該機器の納入メーカーであり、信頼のおける保守管理が出来るため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
2	本館エレベーター保守契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年4月1日	三菱電機ビルテクノ サービス株式会社山陰 支店 松江市御手船場1-5-22	4,212,000	当該機器の納入メーカーであり、信頼のおける保守管理が出来るため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
3	特殊排水処理設備保守契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年4月1日	株式会社三晃空調 松江市東本町4丁目147 番地	2,134,000	当該機器の施工業者であり、メーカーとの調整により信頼のおける保守管理ができるため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
4	吸収冷温水機年間保守契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和3年4月1日	株式会社三晃空調 松江市東本町4丁目147 番地	2,640,000	当該保守メンテナンスは、冷温水機本体の運転状態、付属する冷却塔・ポンプ自動制御設備の総合的な整備・知識が必要となる。契約業者は当院機械設備を施工し当該設備の総合的な整備が出来る業者である。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税込） 単位:円	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
5	本院消防設備定期点検契約（含消火器・誘導灯点検契約）	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年4月1日	ホーチキ株式会社松江営業所 松江市浜乃木2-7-22	2,794,000	当院の消防設備設置機器メーカーであり、病院建設当時から点検修繕を行っている。点検整備時において、データ設定変更を伴う場合があることから、総合操作盤の設置メーカーである当該業者でなければ容易に点検整備ができないため。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
6	中央材料室・洗浄滅菌室滅菌装置他点検整備請負契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年4月1日	小西医療器株式会社松江営業所 松江市平成町182番地32	3,597,000	当該設備納入業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないため。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
7	医療ガス供給設備定期点検業務委託契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年4月1日	山陰酸素工業株式会社松江支店 松江市平成町182番地29	3,819,970	当該設備設置業者であり、信頼のおける保守管理ができるため。日本赤十字社第36条第4項「契約の性質又は競争を許さない場合」の規定による。	
8	建物ガラス等清掃業務等	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年4月1日	北陽ビル管理株式会社松江市片原町62番地1	6,798,000	松江市内に事務所を有し、緊急時の対応が可能であり、当院における業務において実績があるため。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規程による。	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税込） 単位:円	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
9	中央管理室（防災センター）派遣業務契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年4月1日	北陽ビル管理株式会社 松江市片原町62番地1	32,102,400	松江市内に事務所を有し、緊急時の対応が可能であり、当院における業務において実績があるため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
10	R-1吸収冷温水発生機（気密・燃焼関係）分解整備	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年4月13日	株式会社三晃空調 松江市東本町4丁目147番地	18,007,000	当該設備を施工した業者であり、同社でなければ総合的な整備が出来ないため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
11	貫流ボイラー（B-1・B-2）更新	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年4月22日	株式会社三晃空調 松江市東本町4丁目147番地	30,800,000	当該機器の早急な更新が必要となったため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	